

健康告知について 新規加入または増額するときの質問表

団体生命共済・長期共済
 税制適格年金・親子共済 に新規加入または保障額を増額される方へ

●新規加入または保障を増額する方

⇒新規加入または保障を増額する内容に応じた「質問表」を使用し、健康告知を確認してください。

※申込日現在の健康状態で回答してください。確認した健康告知と申込書記入日を申込書に記入してください。
 ※配偶者・子どもの場合も必ず確認してください。

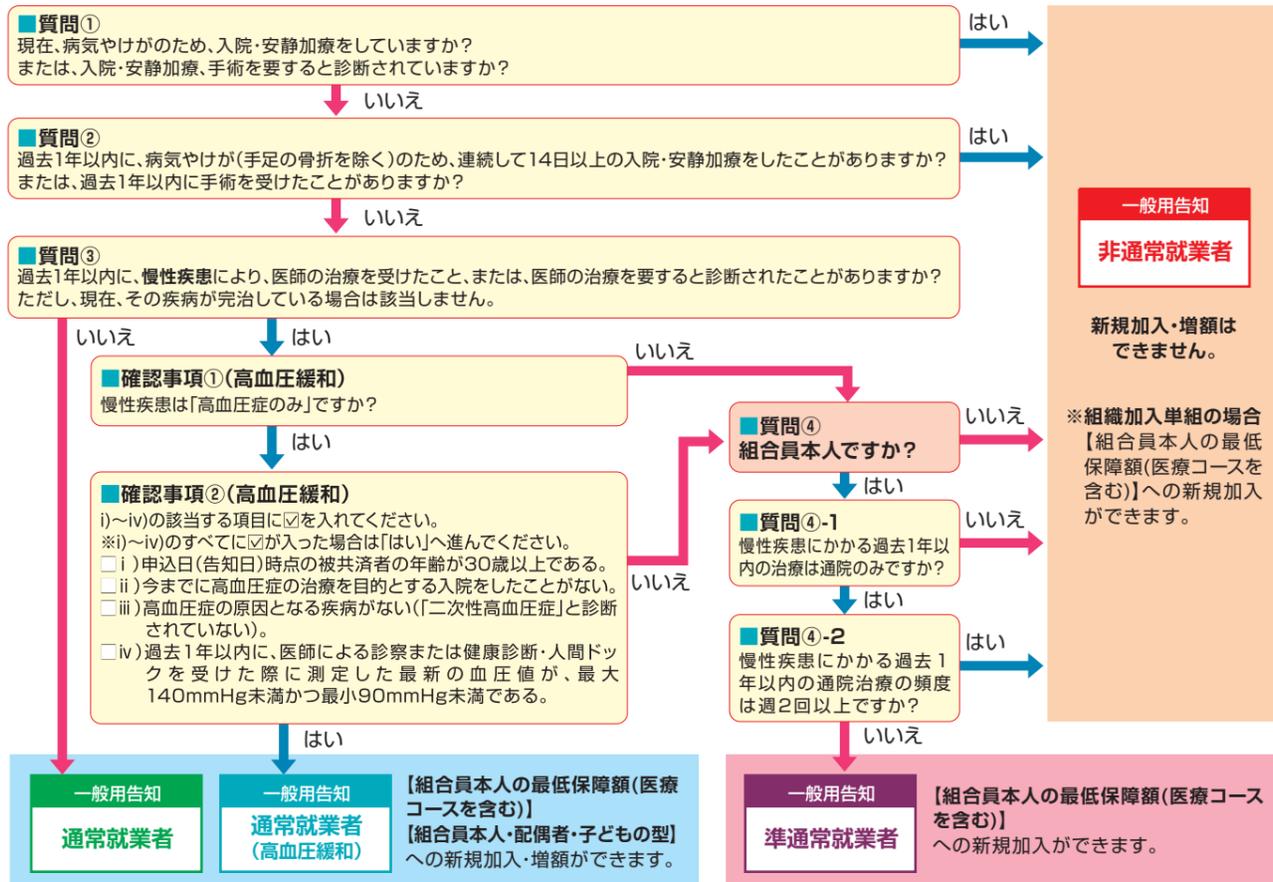
●同内容で継続する方

⇒健康告知の必要はありません。

※健康告知事項に該当する場合であっても、継続加入申込書に打ち出された型・医療コースまでは、引き続き加入できます。（契約の消滅などの後、再加入する場合は健康告知が必要となります）

一般用告知の質問表

【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】に新規加入するとき
 【組合員本人・配偶者・子どもの死亡保障等の型】に新規加入するとき・保障を増額するとき



- 1 病気**
 次の①~③のいずれかに該当するものをいいます。一般に通院を要する程のものであれば、該当するものとします。ただし、歯科・耳鼻科・皮膚科等、内科(内臓疾患)以外での治療については、共済事故(病気入院)の原因となる程度のものかどうかで判断します。なお、「病気」には、正常分娩は含まれませんが、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。
 ①身体の一部または一部の生理状態に悪い変化を生じた状態
 ②特に病名の診断はないが、以下の場合
 ア.自覚症状等がある場合 イ.検査数値等に異常があって、なおかつ治療中または治療を要すると診断されている場合(検査数値に異常があっても、医師に異常なしと診断されている場合を除きます) ウ.医師にかかっていないが、身体の具合が悪くて寝込んでいるもの
 ③公的医療保険制度(公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律)の適用を受けているもの
- 2 けが**
 身体の外からの作用によって生じた身体の損傷・負傷または悪い変化等をいいます。
- 3 安静加療**
 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

- 4 手術**
 「手術」には、切開術のほか、手足の骨折による手術、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金の支払対象とならないものも含まれます。また、入院を伴わない日帰り手術も含まれます。ただし、抜歯は含みません。
 ※骨折・脱臼・捻挫・打撲などの損傷に対する「骨折非観血的整復術」「先天性股関節脱臼非観血的整復術」などの非観血的治療法である整復術についても含みます。
 ※除去術や内視鏡による切除術を含みます。
 ※健康告知事項での「手術」は、手術共済金の支払対象の手術とは、必ずしも一致しません。
- 5 連続して14日以上入院・安静加療**
 「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。
- 6 医師の治療とは**
 投薬、医学的処置、および食事療法(注1)などをいいます。手術または人工透析(注2)、ペースメーカー(注3)等の医学的処置など、直接的、間接的な治療をい、一時的な日常生活上の注意のみの場合は除きます。また、「治療」には通常「検査」は含まれませんが、自覚(検査等での異常の指摘を含む)があって、的確な治療のための検査は「治療」に含まれます。なお、接骨院(整骨院も同義)での施術は含みません。
 (注1)「食事療法」とは、代謝異常を伴う病気、消化吸収機能に異常をきたしたよ

「慢性疾患」とは

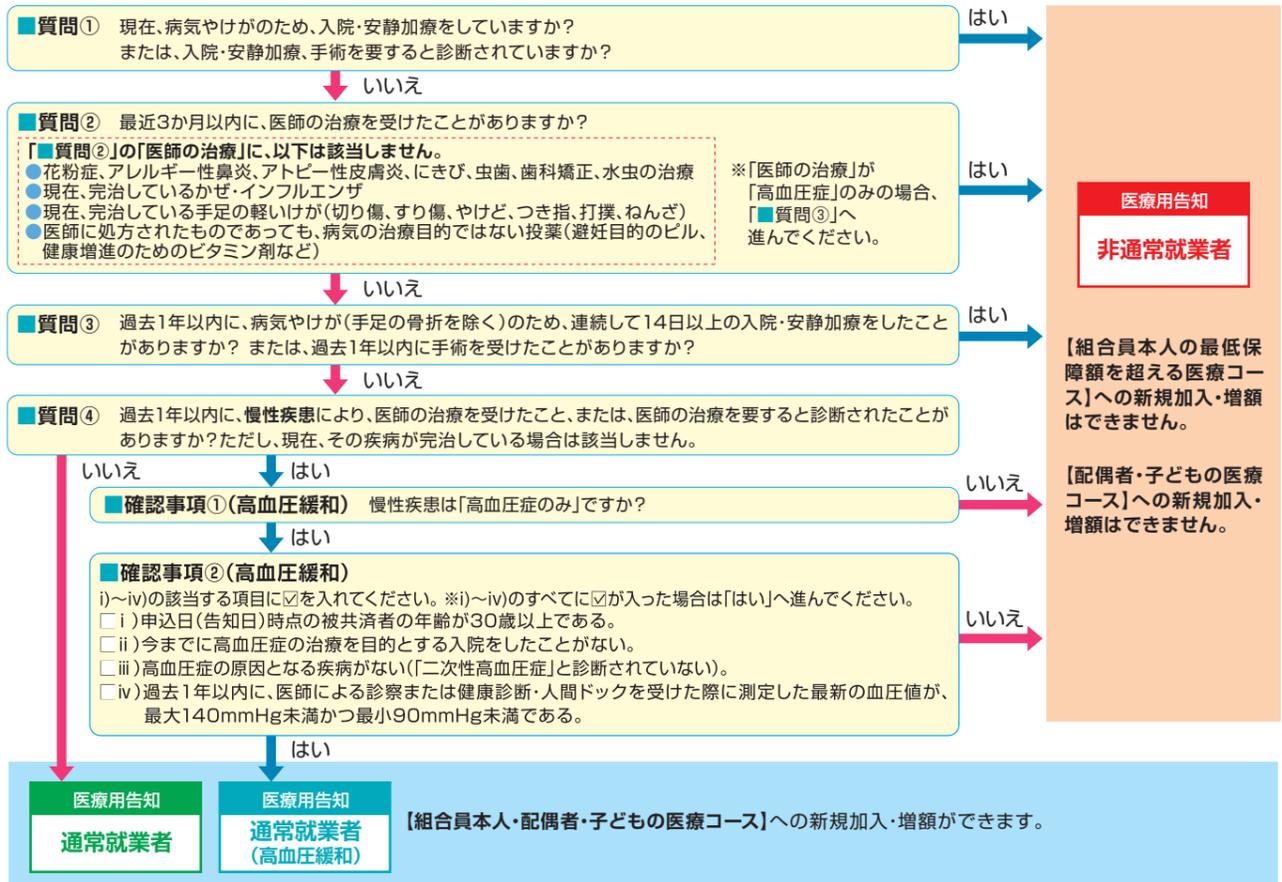
「こくみん共済 coop」が定める主に次の疾病をいいます。

下記はあくまでも慢性疾患の一例です。
 慢性疾患に該当するかどうか不明の場合は、必ず各都道府県支部までお問い合わせください。

- | | |
|--|---|
| <p>1) 新生物
 悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、腫瘍、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病など。</p> <p>2) 糖尿病、代謝・内分泌の疾患
 糖尿病、痛風、甲状腺・副甲状腺・副腎の病気、代謝障害、脂質異常症、高コレステロール血症、高脂血症など。</p> <p>3) 心疾患
 心臓病、狭心症、心筋梗塞、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症など。</p> <p>4) 脳血管疾患
 脳出血、くも膜下出血、脳血栓症、脳梗塞など。</p> <p>5) 食道・胃・腸・膵臓の疾患
 食道穿孔・狭窄、胃がん、十二指腸がん、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、膵臓炎、クローン病、せきいヘルニアなど。</p> <p>6) 肝臓・胆のう・胆道・膵臓の疾患
 肝臓病、肝炎、肝硬変、肝機能障害、脂肪肝、膵炎、胆石、胆のう炎、膵臓病など。</p> <p>7) 腎臓・泌尿器の疾患
 腎炎、腎不全、腎盂腎炎、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ、腎・膀胱・尿管・尿路結石など。</p> <p>8) 呼吸器の疾患
 肺炎、肺結核、肺気腫、肺のう胞、閉塞性慢性気管支炎など。</p> <p>9) 精神障がい
 うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害など。</p> <p>10) 神経の疾患
 髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群など。</p> | <p>11) 血管および血液の疾患
 血友病、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病など。</p> <p>12) 眼・耳・鼻の疾患
 網膜剥離、網膜変性、緑内障、白内障、網膜色素変性、乳様突起炎、中耳真珠腫、慢性副鼻腔炎など。</p> <p>13) 運動器・関節・脊柱・骨の疾患
 関節炎、関節リウマチ、関節障害、強直性脊椎炎、椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨バジェット病、骨粗しょう症など。</p> <p>14) 全身性結合組織・免疫の疾患
 サルコイドーシス、膠原病、ペーチェット病、免疫不全症候群など。</p> |
|--|---|

医療用告知の質問表

【組合員本人・配偶者・子どもの医療コース】に新規加入するとき・保障を増額するとき
 ※【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】に新規加入するときは、「一般用告知の質問表」を使用してください。



- 7 「医師の治療を要すると診断されたことがある」とは**
 医師より継続的に治療を必要とする旨が診断されたことがある場合をいいます。また、医師による診察または健康診断・人間ドックで、慢性疾患の疑いの指摘を受け、検査等(再検査・精密検査を含む)の結果が判明していない場合も含みます。なお、接骨院での施術を必要とする旨の診断がされたことがある場合は含みません。
- 8 過去1年以内**
 申込書記入日を基準にし、1年前の応当日の翌日までの期間をいいます(例えば、10月20日が申込書記入日の場合、「過去1年以内」とは、昨年の10月21日~今年の10月20日までの期間となります)。
- 9 手足の骨折**
 「アキレス腱断裂」は、「手足の骨折」に該当しません。
- 10 「慢性疾患により、医師による治療を受けている(治療を要すると診断されている場合を含む)」とは**
 「一般用告知質問③」および「医療用告知質問④」は、過去1年以内に、慢性疾患により医師による治療を受けている、または治療を要すると診断されており、その状態が申込日現在も続いていることをいいます。
 なお、過去1年以内に医師による治療を受けていた、または治療を要すると診断されていた場合であっても、申込日までに医師から「病気が治癒した」もしくは「今後治療の必要性がない」旨診断されているときは、「一般用告知質問③」および「医療用告知質問④」に該当しません。
- 11 「完治している」とは**
 医師から「病気が治癒した」「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。なお、「完治している」状態には、「具合が悪くなったら来ない」と告げられた場合を含みます。
- 12 最近3か月以内**
 申込書記入日を基準にし、3か月前の応当日の翌日までの期間をいいます(例えば、3月20日が申込書記入日の場合、「最近3か月以内」とは、12月21日~3月20日までの期間となります)。
- 健康告知にあたっての注意**
 告知にあたって事実が告げられていない場合、または事実と異なることが記入されている場合、契約を将来に向かって解除します。この際、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を求めます。過去に団体生命共済の共済金を請求し、支払対象外となった方・支払対象となった方も告知事項に該当することがあります。なお、健康告知欄などには「こくみん共済 coop」が求める以上の情報を記入しないようにお願いします。